

飲食店の禁煙推進

沖縄大学 健康栄養学部 管理栄養学科 学科長
 学校法人新島学園 沖縄調理師専門学校 理事長 新島 哲太郎
 (又吉)



昨年4月より沖縄大学管理栄養学科で学科長を、また、7月より沖縄調理師専門学校の理事長を務めています。これまで、琉球大学で専門医教育およびシミュレーション教育を行ってきたところから、一転して「食と健康」をテーマに管理栄養士と調理師の養成に従事しております。沖縄調理師専門学校は今年創立50周年を迎えます。医師会会員の皆様からは多大なるご支援をいただいております。この場を借りて御礼を申し上げます。

毎年5月31日は世界保健機関（WHO）により世界禁煙デーと定められており、厚生労働省は世界禁煙デーから始まる1週間を禁煙週間として、禁煙および受動喫煙防止の普及啓発を行っています。2024年の世界禁煙デーのテーマはProtecting children from tobacco industry interference（たばこ産業の干渉から子どもたちを守る）です。

WHOの説明によるとこのテーマは、たばこ産業の商売の標的にされることに抵抗する若者たちにプラットフォームを提供するという趣旨なのですが、今回は、私のポジションから、飲食店の禁煙推進についてお話ししたいと思います。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が国内でも流行を始めた2020年4月に、改正健康増進法（2018年成立：俗に受動喫煙防止法、以下法と呼ぶ）が全面施行され、国内で屋内の原則禁煙化が達成されました。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）では、受動喫煙防止策としては屋内禁煙が原則です。その一方で、国内では歴史的に路上喫煙の規制のほうが先行したため、屋

内禁煙の導入に対する抵抗感は諸外国よりも強かった経緯です。それに加えて、飲食業界は小規模零細店の割合が高いことから、社会環境の変化に弱く、廃業率が高いこともあって、受動喫煙の防止には長年根強く抵抗を続けていました。このため、いくつかの経過措置、特例等が設けられました。

経過措置としては、特定既存飲食提供施設（法施行時点で営業している事業者かつ資本金5,000万円以下かつ客席面積100m²以下）が設置する「喫煙可能室」と一般事業者が設置する「加熱式たばこ専用喫煙室」（いずれも飲食可）があります。その他の例外として店舗内に設置する飲食不可の「喫煙専用室」（いわゆる喫煙所・喫煙ブース）およびシガーバー等の喫煙場所の提供を主な目的とする「喫煙目的室」があり、経過措置を含め4種類設定されました。経過措置の期限は現時点で設定されていません。

なお、喫煙可能なエリアは客または従業員の別なく20歳未満は立入禁止（法33条5項、法35条7項）で、たばこ煙の流出防止の技術的基準（法35条1項、法施行規則第18条）に合致した排煙・換気設備を設置しなければならない等、厳しい条件がつけられています。また、喫煙目的室での飲食は「通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く」とされています。ただし、ランチ営業、冷凍食品の解凍および店舗外からの出前は、「主として提供するもの」に含まないとされています（健康増進法の施行に関するQ&A）。

こうした経過措置や特例は法の実効性を損なうものであり、喫煙目的室として営業している

喫茶店や居酒屋が多数存在する状況となっています。屋内禁煙の抜け穴が存在することの問題点は、受動喫煙防止の観点のみならず、禁煙の意思を有する喫煙者に対して、喫煙可能な場を提供することで禁煙の成功を阻む効果が期待されるところにあります。法施行以前から、たばこ企業とその関連会社による「分煙コンサルティング」が活発に行われています。

食べログ[®]掲載の、沖縄県内の飲食店総数16,600に対して、全面禁煙の店舗は5,175件です(2024年3月29日現在)。それに対して分煙を含む喫煙可は2,492件でした。同サイトはユーザーが情報を入力するため、誤りや未入力、未更新も多いものの、登録数が多いので、比較的信頼性が高いと思います。他の検索サイトでも、喫煙可能店が全面禁煙店の半分弱という比率は同様です。未だ多くの喫煙可能店が残存しています。

しかし、その一方で法施行後に完全禁煙の飲食店を探すのに不自由することは少なくなりました。受動喫煙の機会について調査している国民健康・栄養調査は、令和2、3年はCOVID-19まん延によって中止され、3年ぶりに実施された令和4年調査は本稿執筆時点で未報告であるため、残念ながら定量的なデータを出すことができません。今後の報告を待ちたいと思います。

養成校理事長の立場から見ますと、飲食店の看板をおろした食事付き喫煙所に卒業生を送り出すのはあまり気が進まないというのが個人的な思いです。患者さんの健康をサポートする管理栄養士はもちろんのことですが、調理師は現在空前の人手不足であり、就職環境は圧倒的な売り手市場で、条件のよい事業所を選べる状況になっています。沖縄県の健康長寿や、基幹産業である観光・外食産業を支え、盛り上げる人材になってくれることを期待しています。

お知らせ

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課からのお知らせ

おきなわ医療通訳サポートセンターについて

沖縄県では、外国人観光客の医療問題に対応すべく、多言語コールセンター(名称:おきなわ医療通訳サポートセンター)を開設し、医療機関向け①電話・映像医療通訳②簡易翻訳サービス③インバウンド対応相談窓口をすべて無償で実施しております。

各医療機関におかれましては、是非、有効利用下さいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
「おきなわ医療通訳サポートセンター」
医療通訳サービス運営事務局(受託事業者:メディフォン株式会社)
☎ 0570-001-003

無料

24時間365日対応



① 電話・映像医療通訳サービス(18カ国語対応)

0570-050-232

② 簡易翻訳サービス(20カ国語対応)

okinawa_mi@okinawa-kanko.com

9時~17時・平日

③ インバウンド対応相談窓口

info@okinawasoudan.com

0570-050-233



←詳細はこちらからご覧ください
<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/iryoutuyakukoruserantar.html>